

第7次茨城県保健医療計画の中間見直し（案）に寄せられたご意見に対する県の考え方

番号	意見の提出者	意見	担当課	県の考え方
1	女性（60歳代）	<p>原案 P. 213 第4節 県立病院の役割 （2）こころの医療センター ウ 医療人材の教育・研修機能の強化 原案に「高度な専門的技術をもつ医療人材を養成するため、<u>認定看護師や認定薬剤師、認定臨床検査技師</u>の取得について積極的に支援するとともに、将来の精神科医療を担う、<u>医師、看護師、精神保健福祉士</u>等を目指す実習生についても積極的に受け入れてまいります。」とあるが、下線部に「認定作業療法士」及び「作業療法士」を明記して加えていただきたい。作業療法士の精神科における活躍は地域移行、就労支援評価 就労前プログラムの効果等がある。精神科の実習は貴重な経験にもかかわらず質の高い実習を民間病院で提供いただける機会は少ない。県立病院で積極的に行っていただきたい。</p>	病院局経営管理課	<p>認定作業療法士の取得支援につきましては、今後の病院運営の参考にさせていただきます。 また、作業療法士を目指す実習生の受入については、ご意見を踏まえ、原案の該当箇所を修正するとともに、出来る限り積極的に受け入れてまいります。</p>
2	女性（60歳代）	<p>原案 P. 253～255 第10節 保健医療従事者の確保 6 県立医療大学（付属病院）の役割 現状データの提示から課題、対策、目標と章立てされているが各章が明確に対応していないように思う。卒業生の県内定着率や病床利用率ではなく、医療大学の学部生及び関係職種者に必要な実習の実施状況、臨床教育指導者の数、リハビリテーションに関するアウトカム指標が必要である。精神科医療に関してもアウトリーチや情報交換会が県南地域中心にこころの医療センターと共同して行われており、県南の中核拠点として20年近く活動があるが、とりあげがない。コロナ流行状況下や担当者の異動で行えていない状況にあるが困難事例や発達障害、難病に至る複合的なメンタルヘルスへの対応技術は質が高いが、継続可能な組織体制にない現状が残念であり課題と思う。</p>	厚生総務課	<p>記述の構成や目標値の変更等につきましては、ご意見を踏まえ、今後、第8次保健医療計画の策定に向けて、その必要性や目標値の位置付け（主要な目標として位置付けるか）について検討してまいります。 精神科医療につきましては、継続可能な組織体制の充実・強化に努めてまいります。</p>